

令和元年度 第1回島原市総合教育会議 議事録

○日 時 令和元年11月22日(金) 15:30~16:35

○場 所 外港庁舎 2階会議室

○出席者

市	長	古川	隆三郎		
教	育	長	森本和孝		
教	育	委	員	本多	直行
教	育	委	員	友永	峰昭
教	育	委	員	立	花博
教	育	委	員	森	みずき

○事務局

【市長部局】

市長公室長	伊藤	太一	総務部長	松本	久利
福祉保健部長	湯田	喜雅	総務課長	園田	泰也

【教育委員会事務局】

教育次長	平山	慎一	教育総務課長	菅	幸博
学校教育課長	古瀬	唯二	社会教育課長	松本	恒一
スポーツ課長	浅田	寿啓	教育総務課班長	北島	久弥

○傍聴者 なし

○次 第

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 協議事項
 - ①第2期島原市教育大綱の策定について
 - ②ふるさとにもどってこね奨学金(償還免除型)の貸与実績等について
 - ③学校プールの今後の活用について
- (4) その他
- (5) 閉会

(1) 開会 (14:00)

事務局 (園田総務課長)	それではただいまから令和元年度第1回島原市総合教育会議を開会いたします。 まず、はじめに古川市長からご挨拶をいただきたいと思います。
古川市長	<p>みなさんこんにちは、令和元年度第1回総合教育会議を開催いたしましたところ、教育委員の皆様には、大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。また日頃から、学校教育・社会教育・スポーツの振興など教育行政全般につきまして、大変ご尽力いただいております、心より感謝を申し上げます。本日は第2期島原教育大綱(案)、ふるさとにもどってこねえ奨学金の貸与実績等及び学校プールの今後の活用について意見交換をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず第2期島原教育大綱案であります、ご承知のように教育大綱は地域住民の意向をより一層反映させるため首長が策定するものであります。</p> <p>その第一期大綱が、本年度末に計画期間の終期を迎えることから、今回来年度以降の大綱案を提案させていただくものです。</p> <p>二つ目は、ふるさとにもどってこねえ奨学金の貸与実績等についてであります。島原出身の若者が進学をした後、いろんな経験をしてそして故郷に戻ってきて活躍をして欲しい、こういった思いから貸与した奨学金の償還を免除する制度であります。3年間は過ぎておりますからこれまでの実績等について、今後の皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>それから最後に学校プールの今後の活用です。本市には、全小学校9校にプールを併設しておりますが、ほとんどの施設が老朽化が進んでおり、毎年多額の維持管理費を要しています。一方、現在学校体育の実情は6月から7月下旬までの約一か月間程度の使用に限定をされており、決して費用対効果が高いと言えない状況であります。こうしたなかで、島原市では公共施設等総合管理計画のもと一定の統廃合を予定しておるところであります、実は、最近報道等にありますように、近年自校以外の民間の施設等のプールを活用して効果的な運営をしている自治体がよく報道されるようになっております。</p> <p>島原市におきましても公営2か所、民間1か所の室内温水プールがございますので、こういった施設の有効活用あるいは子どもたちへの指導や授業等を効果的にできないものかこういった事に皆さまのご意見をいただければと思っています。</p> <p>併せて、ご承知のように今月13日に島原文化会館の存続を希望する会から39000人分の署名が提出されました。私としましても文化会館に対する皆さまの熱い想いは十分理解できますが、将来若者にツケを回すことにならないよう、本市の財政状況を踏まえつつ議会とも十分協議を重ねながら、検討して行く旨、お伝えをしたところであります。</p>

	<p>こういったことを勘案すれば、まさに学校プール等につきましても将来を見据えた計画が必要不可欠であると思います。何かを残すためには、何かを統廃合しなければ全て残すことは不可能であり自治体としての継続性が問われるものでもあるとも思っておりますのでこういった観点から皆様方の忌憚のないご意見ご感想をご期待いたしまして私からの開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (園田総務課長)</p>	<p>それでは、早速ですが、協議にはいたいと思いますが、島原市総合教育会議運営要綱の第4条で会議の議長は市長と規定されておりますので、これ以降の議事進行を市長にお願いしたいと思います。それでは古川市長よろしくようお願いいたします。</p>
<p>古川市長</p>	<p>それでは、私の方で進行いたしますので、ご協力をお願いいたします。 議題1番、第2期島原市教育大綱の策定について議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (菅課長)</p>	<p>議題1番、第2期島原市教育大綱の策定についてご説明いたします。お手元に検討用資料を配布しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。大綱につきましては、本市の場合第1期を29年に既に策定しております。 教育大綱の法的位置であります。先程市長からも説明があったとおり、その地域の教育、学術及び文化の振興に関する施策の根本となるもので、首長が総合教育会議で教育委員会と協議して定め、策定後は公表しなければならない旨が、法的に義務化されています。 また、大綱の策定は、教育基本法で国の教育振興基本計画における基本的な方針、資料5Pにあります。これを参酌して、市長が定めることとされていますが、教育の課題は地域によって様々であることから、それぞれ地域の実情に応じて策定するものとされているところであります。 従って、実際には、長崎県の大綱や教育振興計画を参酌しつつ、市の教育振興計画及び市の最上位計画である「市勢振興計画」の教育・文化部門との整合性を図りながら策定することとなります。 お手元の検討用資料の5頁に、国、県、市の大綱や教育振興計画及び市勢振興計画それぞれで定められている目標や方針などを一覧にまとめたものを提示しております。また、6・7頁に県の大綱を、また、8頁から13頁に島原市の大綱及び教育振興計画を付けておりますのでご覧くださいと思います。 ご覧のとおり、県が昨年策定した大綱及び教育振興計画は、共に本年度から2023年度までの5年間を期間として、一方、本市の教育振興計画は2021年度までの5年間を期間としておりますので、今回策定しようとする第2期大綱では、これら県・市の大</p>

	<p>綱、あるいは基本計画との整合性を図りながら検討する必要があります。</p> <p>また、本市の最上位計画に位置する第6次市勢振興計画は、本年度末が計画の最終年度となることから、現在、市長部局で協議が重ねられており、最終的には第7次の市勢振興計画ということで、来年3月定例会に議案上程されるものと考えています。</p> <p>以上のようなことを踏まえ、第2期教育大綱素案を、資料の1頁から3頁の左側に、現行の第1期大綱と比較対照する形でお示ししております。</p> <p>基本的には、資料の14頁から16頁に示した「第7次島原市勢振興計画基本構想素案」の教育・文化・歴史関係の基本目標5「将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」の部分を参酌しながら、作成しております。</p> <p>柱建てとなる目標は、現行大綱とほぼ同じで、第1が学校教育関係、第2が社会教育・文化歴史関係、第3がスポーツ関係、第4が政策推進に向けた基盤整備としております。</p> <p>また、大綱の期間ですが、こちらも第1期同様4年間としており、令和2年度から令和5年度までとしています。</p> <p>前文となる大綱策定の趣旨の部分につきましても、市長の教育行政全般に対する基本的な考え方、方向性に変更はないものと考え、現行部分をそのまま踏襲したいと考えているところであります。</p> <p>素案の部分については、1頁から4頁の左側にお示しをしておりますので、同文については割愛をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上で第2期教育大綱素案についての説明を終わらせていただきます。ご協議の程よろしく願いいたします。</p>
古川市長	<p>説明が終わりましたが、委員の皆様方からご意見やご感想ご提案等含めて、どうぞよろしく願いいたします。</p>
友永委員	<p>お尋ねしたい点がございませぬけれども、大綱のなかの項目の大きい1番のなかの2ページの(3)歴史文化遺産の活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成とありますけれども、以前のものは、条文を見ますと市民共有の財産である歴史的遺産の保護と活用を図りという用語で説明してあります。一方、今度の素案については保護という言葉が入っておりませぬ、それについては何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局 (松本課長)	<p>これにつきましては、まず人口が減少することによりまして、文化財とか民俗継承を守り伝える後継者不足ということが、現在危惧をされております。</p> <p>そういったなか文化財保護法が改正をされまして、地域が一体となって守っていけるように、地域計画の策定が適用になりました。こういったことから、活用と伝承というものを主眼においた形に、今回改正をさせていただいたところでございます。</p>

古川市長	<p>ということは保護というのは地域計画の中に存在するので、あえてここには持ち込みできてないという意味なんですか。さっきの説明では、人口減少と後継者不足があるので保護ができないという説明にとれたんだけど。</p>
事務局 (松本課長)	<p>保護は保護で当然努めていきますけども、特に文化財の保護ですね、今後は保護だけではなく、活用というものを全面に押し出してやっていくということから、地域計画の策定もできるという法改正の趣旨もございましたので、当然保護はやっていくわけなんですけど、ここではあえて、入れたのが特に民俗芸能を含んだ文化的な遺産、それから積極的に活用するというところで修正をさせてもらったところがございます。保護という考え方は今後も当然通しては行くところがございます。</p>
友永委員	<p>大綱の中にある中項目、あるいはそれ以下には確かに保護という用語は使っております。それでこの保護という言葉について気になった点は、今年についても市内で新馬場において、新築建築物を立てる際に、遺跡を壊したという事案等も発生しているわけです。</p> <p>それに鑑みまして、そういう経緯、チェック機能を高めている現状にあつてこういうものに触れた方が、今後島原市が迎える島原城築城400年記念行事を積極的に進めるなかで、やはり守るということをあえて外すには、それなりの大義がなければと思うんですね。従って、そこでこの質問をしているわけです。</p>
事務局 (松本課長)	<p>ご指摘のように、今私たちに科せられた課題としては、保護というものは本当に一番大切なものでございました。そこの(3)の2行目ですけれども「歴史文化遺産の保護並びに積極的な活用」といった形で修正をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>保護は必要なものでございました。</p>
古川市長	<p>それでは、積極的活用の前段に保護という言葉が入るということですね。友永委員それでいいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。</p>
森本教育長	<p>目標の1の(2)です。地域と連携した豊かなこころの育成のなかの、5行目です。</p> <p>さらにとありますけれども、さらにいじめ・不登校問題とありますが、その後ですね、やはり今、児童虐待も差し込んだほうがよいのではないかと思うんですが、やはりこれは学校教育が主にするというよりは、学校教育のなかで発見する率が高いということですので、ここには児童虐待をいれないと時代の流れにはそぐわないのではないかという思いがしておりますので、ご提案を申し上げます。</p>

古川市長	今のご提案について事務局なにかありますか。
事務局 (古瀬課長)	今、教育長が言われたとおり、児童虐待というのは、本当に深刻な問題を抱えております。そこで行政あるいは関係機関との連携という意味では、虐待も不登校問題も同じですので、虐待についての文言を追加いたします。
古川市長	それでは、虐待という言葉の挿入をお願いを致します。すいません、それに関して私から今教育長の指摘の前段です。積極的に学校を地域に開き地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。まさに今回神戸方式と呼ばれるような非常に歪な学校現場のことがありました。まさに、教育長が言われるような虐待、あるいはいじめ、こういったことを小学校現場だけで解決できることが非常に難しくなってきたので、開かれた学校という意味での位置付けは非常に私にはいいと思います。それについて学校教育課長あたりですね、学校現場の様子なりですね考え方を確認をさせていただきたいと思うんですが。
事務局 (古瀬課長)	今度の新学習指導要領にも、社会に開かれた教育課程というのが位置付けられております。やはり学校は地域のなかの学校であり、学校だけでは抱えきれない問題等も今多数現実起こっております。やはり学校は地域に開かれて、地域の方と一緒に子供たちを見守っていく、地域の子供は地域で見守るという地域の方の考えもありますので、学校も一緒になって地域の方と一緒に子供たちを育成していきたいと考えております。
古川市長	その先ですね。また幼児園児を含む就学前教育についても福祉医療の関係機関及び幼保小との連携を軸とした教育に取り組みますというのがあります。まさに、おぎや一と生まれて6年間、学校との連携がないとですね、学校だけとか地域だけではないと僕は思うのでその件に関してですね福祉保健部長のご見解をお伺いたします。
福祉保健部長	以前からですね、学校現場だけで解決できるものではないと、小さい時からの課題ではあるし、なかには、小さい子供のお兄さんお姉さんが小学校にいて、一緒の問題を抱えているケースもありますので、学校と一緒にやって対応していきたいと思えます。
古川市長	まさに、僕はそういったことが島原方式と呼ばれてほしいと思うぐらいですよ。今福祉保健部長や学校教育課長が言うようなことをね進めるのが島原方式って呼ぶイメージができればと思います。虐待はここに挿入ということですね。他にございませんでしょうか。

本多委員	<p>現行の教育大綱の中で1の(3)ですね、健康の保持増進、健やかな体の育成という項目があるわけですが、今度の第2期の素案において、どこに反映されてるのかどうかですねそれをお尋ねしたいと思います。ちなみに、心の育成といった部分には医療機関との連携等によって、それを盛り込んだ形になってますが、子供達の命であるとかですねあるいは食育であるとかそういったところをこの今度の計画は案の中ではどういった形で反映されてるのか、お尋ねしたいと思います。</p>
事務局 (古瀬課長)	<p>今お尋ねの食に関する件ですけれども、前回の教育大綱のなかで、文言としてありましたので、学校としても積極的に取り組んでおります。食に対して子供たちそれからPTAそれから地域あるいは食生活改善委員と連携をしながら取り組んでおりますので、書いてはおりませんが、今後も取り組んでいく、ある程度順調に進んでいるという理解をしていただければと思います。</p>
本多委員	<p>今度の第2期の素案の中では、心であるとかそういった身体的なのは、載ってるんですが、いわゆるその健康であるとか、具体的に組み込まれるんでしょうけども、そういった部分がちょっと少ないのかなって感じがしたもんですから、例えば1の(2)にあります地域と連携した豊かな心の育成とありますが、併せて、健康の保持増進あるいは食育、そういった部分をちょっとまとめたものがあったのかなと思ったもんですから、具体的にはこのタイプをベースとして教育振興計画の中で盛り込んでいくんでしょうけども。また具体的な政策も取り組んでいかれるんでしょうけども、学校の方ではこの虫歯の予防であるとかフッ素点検であるとか、あるいは学校給食を通じての食育であるとか、そういったものを積極的に取り組んでおられるわけですよね。そういったものがこの第2期のなかでは、どこ入るのかと思ったんです。それを盛り込んだらいいのかなと思ったもんですから。</p>
事務局 (古瀬課長)	<p>身体面の方ですね、少し検討させていただきたいと思います。今すぐここにこういう文言でというのはできませんが。あとはこれを目標として出した場合の具現化した形のほうにも身体面での文言等については明記していきたいと考えております。</p>
立花委員	<p>裸番号2の(2)子供を健やかに育てる家庭のなかでですね、ちょっと勉強不足なので教えて頂きたいんですが、これまで学校家庭地域、これを現行の第1期の中にも学校家庭地域という文言で作ってあるんですが、あえて今回家庭の枠からですね親を外した。つまり親を独立させて文言が出てきますが、その意図を教えてくださいませんか。</p>

<p>事務局 (松本課長)</p>	<p>ここなんですけれども、情報化社会が進行してですね社会がめまぐるしく変化しております。そういったなか、やはり親、家庭、地域それぞれがやはり人間の営む社会として変わってはいけないものがあると、いうことをまず考えました。そういったなかで、それぞれが持つ役割、変わってはいけない部分を今後、社会教育として教育していく必要があるんじゃないかということで、文言を変えたところがございます。学校についてはですね、こちらのミスであったと思います。学校と親、家庭というところで資料作成の際に抜けておりました。申し訳ありません。</p>
<p>立花委員</p>	<p>私が一番聞きたかったのは、学校云々ってこともあるんですけど親をですね家庭の枠から外して、親を独立させて文言を立ててますので、じゃあ親を取った時に家庭の役割って、具体的に言うとおじいちゃんおばあちゃんになっていくのかな、やっぱり家庭って括りのなかで親の役割であるとか入ってくるのかなと思うんですが、あえてその親を家庭の括りから出したっていうことの意図が教えていただきましたかった。</p>
<p>事務局 (松本課長)</p>	<p>そこは、社会教育委員の会のなかで作られた家庭教育三・三・七拍子を若干参考にさせていただいております。あのなかでも親、家庭の役割とか地域の役割とか、そういった文言が出てきておりましたので、あえて今回強調して出したところはございません。</p>
<p>古川市長</p>	<p>もっと素朴に僕に教えてください。最近父兄も言わないし保護者って言い方をするよね親権とかも言わなくて、片方の親しかいらっしやらない子供さんもいらっしやるわけで親っていう言葉はお父さんお母さんを指してるのか片親だけを指してるのかも分からんけども、親っていう言葉が非常にシビアだなと感じて、私だったら家庭と離すんだったら保護者っていうのはいろんな立場の人がおられると思うんですよ。お父さんお母さんがいなければ、おじいちゃんが育ててる家庭だってあるわけで、これ親っていうことが非常になにかね悪くはないけど、違う意味で捉えられるような感じがするんだけど委員の皆さんでどうですか。</p>
<p>本多委員</p>	<p>やっぱり切り離すのはちょっとどうかなという気はします。やはり家庭の中であつての親でしょうから。市長がおっしゃったような親がいらっしやらない所にあつてはいろんな保護者・後見人がいらっしやるんでしょうけど。分けるとするならばそういった保護者にもしくは類するような言葉がいいのかなって、思いますね。親を出すのはどうかなという気がします。</p>
<p>友永委員</p>	<p>変わっていく社会の中で、やはり私は一般的には保護者のほうが、委員としてはいいと思う。ただ、三・三・七拍子の狙いとするところはわかりますけれども、これが</p>

	<p>大綱であれば私としては一般的に広い範囲で一括りのほうがいいと思います。</p>
森本教育長	<p>これまで家庭教育・家庭の力と言ってきて、家庭の力には親の力もあるし、保護者の力もある。包含するようなもので家庭教育と言ってきましたので、おっしゃるように家庭でくるんだほうがいいなと思います。</p>
古川市長	<p>言ってることはですね分かるんですよ。お父さんお母さん頑張れって、地域も頑張ってるし子育て大変だけど最後まで頑張ってるって、そういう意味で親にね、呼びかけたり言いたいこといっぱい地域も学校現場もあることはよく分かるんですが、立花委員がおっしゃるように、わざわざ家庭の中から親だけを独立させるとなにか違う意味があるのかなって。</p>
立花委員	<p>親と家庭と地域と別々に切り離して、親とはなんぞや親の教育あるいは子供に対しての親はどうあるべきか子供に対して家庭としてはどうあるべきか、そういうふうの一つ一つ見るんならわかるんですが。親と家庭と並列に持ってくると、なんか親と家庭が別々のような気がしてきてですね。親を取った家庭の在り様というのはどういうものなのかなっていうのはちょっと分からなかったんですね。ちょっとこだわりすぎてるのかもしれませんが。</p>
古川市長	<p>教育長もおっしゃったように総括的な意味でやっぱり学校があつて家庭があつて地域があつて行政があつてとかいうような意味で言うと、あえて言いたいことがよくわかります。保護者に頑張ってもらわんと解決できないことってあるんだけど、そういった意味で家庭っていう役割もあるので、社会教育課が担当だとしたらその辺で調整できんかな。</p>
事務局 (松本課長)	<p>学校家庭地域ということで、やはりこれまでの長い流れの考え方、一体となつてとありますけれども、今後はその三者をですね、役割をきちんと理解してもらつてという考え方で社会教育を推進していきたいと思いますので、学校家庭地域の役割を再認識させるというふうには修正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
古川市長	<p>じゃあ、そのようによろしくお願ひします。他になにかございませんか。いいですか。</p>
森委員	<p>国際化情報化に対応した人材の育成ってところなんですけれども、そのなかで自分の考えをしっかりと表現できるコミュニケーション能力を有する人材の育成に努めま</p>

	<p>すと、その自分から発する発信するところをそこに書かれてあるんですけども、よかったですら海外の文化を尊重するような考え方を持つっていうような部分を受動的なところも加えていただくとすごく国際化の今から出ていく子供達の原動力っていうかそういうふうになっていくのかなって思ったんですけども。</p>
<p>事務局 (古瀬課長)</p>	<p>国際化情報化にかかることについては、現在学校では総合学習ですね、国際理解という領域がございまして、子供たちは各国の文化や生活習慣やいろんな面を学習しております。今学校にはALTがいますので、ALTが来たときは自分の国のプレゼンテーションなどをしてですね、取り組んでおります。現在しておりますが、ここに文言として入れることは、少し検討させていただきたいと思います。</p>
<p>古川市長</p>	<p>それも調整をお願いします。僕からもう一点、3ページのスポーツを活用した地域の活性化これすいません何時までがリミットですか、これ作るっていつまで。</p>
<p>事務局 (菅課長)</p>	<p>さきほど申し上げましたように、第7次の市勢振興計画の進捗ですね、こちらがおそらく来年の3月議会に上程をするものと思っておりますので、その時点がタイムリミットと考えております。</p>
<p>古川市長</p>	<p>承知しました。というのが今パラリンピックもドイツと交渉中ですので、この2020レスリングもくるっていう確約のもとにここに書き込んであるので、お尻の締め切りまでの間にパラリンピックドイツの障害スポーツの方々とか分かたら挿入できないのかなというので期限を聞いたところですが、いかがでしょうか。間に合ったらそれをお願い致します。</p> <p>ほかにございませんでしょうかよろしいでしょうか。いくつかご意見を頂いたことを事務局の方で調整して進めていただきたいと思います。</p> <p>次に2番目であります。ふるさとにもどってこね奨学金の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (菅課長)</p>	<p>ふるさとにもどってこね奨学金の貸与実績等について、ご説明させていただきます。説明用資料の17、18頁をご覧くださいと思います。本奨学金制度につきましては、制度概要の目的にお示ししましたとおり、経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸与し、一定要件を満たした場合、償還を免除し市内への定住促進を図るものでありまして、平成28年12月定例会で条例が可決され、平成29年度入学の学生から貸付を開始しているところです。</p> <p>制度開始からこれまでの3年間で17頁の下段のほうにお示しをしまして、12名の学生から出願があり、うち6名を奨学生として決定し奨学金を貸与しているところ</p>

るであります。本年度末までの貸与総額は720万円程になろうかと思っております。

本市の奨学金には、従来の貸付型とこの償還免除型の2種類がありますが、双方とも定額運用基金である奨学金貸付基金を原資としております。現在の基金残高は、昨年度、東京学生寮の売却益から1億円を積み立てたため、現在2億900万円程となっております。

仮にこの奨学金が継続していきますと、このもどってこんね奨学金の対象者については返還を免除するという事で基金の枯渇が懸念をされる所でございますけれども、今の、貸与の原資となる現金が約1億5,600万円ありますので、仮に今後毎年4年生大学の学生3名に貸付けて、貸し付けた全員が島原に帰ってきたと仮定しても、今後20年程は事業が継続できるものと考えております。また、そのときの事業効果といましては、50人を超える若者が島原に定住をしていただいているということになろうかと思っております。

出願資格要件や貸与期間、貸与額、償還期間及び償還免除要件などの制度内容については、17頁中ほどに示したとおりであります。貸与者数については、当初、1億ほどの基金総額を勘案し、3名程度を上限と考えていたのですが、しかしながら現実的には昨年度、本年度と出願者が2～3人ということで、当初決定見込を下回っている状況が続いており、奨学生の適否を審議する審議委員会の中でも出願資格について見直しを求める声が出されている所でございます。

こうした状況を含め、制度内容を見直す余地がないのか、委員の皆様方のご協議を頂ければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古川市長

はい、今事務局より説明がありましたが皆さんのご意見をお願いいたします。

森本教育長

平成31年度に3人出願をいたしました。そのうちの一人が、やっぱり成績が若干足りなかったということで落ちたわけですね。それでこの落ちた人は、いわゆる貸与型のほうも併願をしておりましたので、貸与型のほうに回ったんですが、ちょっと残念だったなとせっかく将来こちらに帰ってきて頑張りたいと思ったお子さんでしたので、そういったことで審議会委員の皆さん方にも、本年も昨年度もご意見をお伺いいたしました。審議会の委員というのは高校の校長が主でありますので、学力の実情については十分知っている者ばかりです。その委員さんにお伺いするとやはりちょっとハードルが高いんじゃないかと、学力のハードルが高いのでないかというご意見がたくさんあったと、そのあたりを検討すると学力を幾分か、4.3から4.0程度まで落としていくとさらに応募者が増え、規定の最大限の3人ですか、そこまでは貸付、給付ができるんじゃないかという想いはいたしておりますけれども。

古川市長	ほかにご意見ございませんか。
本多委員	よろしいでしょうか。18ページの4のところA、Bと、要件が載ってますよね。その下に矢印でAの要件を設けることに必要性妥当性があるかというふうに載ってるんですが。これはセンター試験の合計点数の基準ですけれども、これについてその要件について、審議会の方ではやっぱり意見が、こういった廃止とか取っ払うような意見が出たんでしょうか。
事務局 (菅課長)	今、市長のほうからありましたけれども、奨学生審議委員会から出た主な意見ということで資料の方にいくつか挙げさせていただいてます。黒丸の4番目になりますが、学力基準のセンター80%以上と評定4.3以上は、かけ離れているというご意見をいただいているところであります。
古川市長	それと上の方にセンター試験の80%以上は九大レベルで、要件としたら厳しいと書ききってありますよ。
本多委員	矢印のところでは要件を設けることが妥当か必要かというようなことですので、これをそのまま要件として入れ込むかどうかというところまで、この文言からすると解釈するわけですよ。例えば、これを無くすことも前提としてあるのかなと思ったもんですから、さきほど説明があつたとおり、4.3はハードルが高いということであれば、やはり市のほうに戻ってきてもらって、色々ご貢献いただくという意味では下げることもいいのかなというふうには私は思いました。
古川市長	この目的のところ、経済的理由により就学が困難なものに奨学金を貸付け、有為な人材の育成を図るとともに云々とありますが、頭脳明晰で学力抜群でということはどこにも書いてないわけで、人間としてしっかりしてる、そして故郷に対する愛着がある、そして帰ってくるのが本当に見込まれている、なおかつ勉強したいけども経済的に本当に行けないって困ってる人を助ける制度であってほしいという私は基本的な思いが強いです。今の本多委員のおっしゃるようなことを聞けば、センター試験で評価することだけではなくてですね他の意味での相対評価人物評価とかいうのもあっていいのかなというふうに思うんですが、森委員いかがでしょうか。
森委員	私も、経済的格差で、やはりその勉強ができないとか、近いところに行けないというのは避けてほしいなどは思うんですけど、やはり長崎大学で67%というのが私もちょっと引かかってまして、地元に近い学校に行った子供たちっていうのは結構地元に残る確率が高いと思うんです。ただよそに行った子供たちは、もうそこで就職す

	<p>る。私の同級生もそういう子たちが多いんですよ。そういうので考えると、もう少しその合計得点のパーセンテージをちょっと下げて頂いた方がいいのかなというふうには、思います。</p> <p>それで、もうひとつ私が気になるのが、Bのほうの高校の学習成績の5段階の平均値のことなんですけども、学校のレベルによってはちょっと開きがある、Aという学校Bという学校を比べた時に、やはりBの学校では、4.3以上を有するけども、Aの学校と比べてみるとちょっと下がるとか、いうのがあるとちょっと不公平感もあるのかなというふうにはちょっと感じところがあるかなと思うんですけど。</p>
古川市長	友永委員いかがですか。
友永委員	<p>私は教育長がおっしゃったような、現場の審議委員の人たちの意見をおおいに反映して成績だけものをいうんじゃないで、ちょっと下げてあえて優秀な人材を中心に考えて、枠を広げてやる、その枠ほどの程度かということについては別にしまして、教育長案のような意向でもいいと思う、たとえば平均値が4.3でなくても4.0でもいいし、あるいは80%以上が九大レベルで限られてますから、そういうことを撤廃して数字を下げてでもいいと思います。</p>
立花委員	<p>市長さんが目的に触れておっしゃったんですけども、確かにその目的には学力基準も云々もないんですがその目的を達成するために、やはり一つの基準としてこのAとBの要件が出てきたと思うんですけど、それにしてもこのAのセンター試験の80%以上というのはかなり厳しい数値じゃないかなと思いますし、センター試験それと高校によっても5段階相対評価のそれぞれ開きが出てくるんだし、難しいとは思いますが面接とか人物評価とかそういったものができる方法が取り入れられればいいのかという気はします。</p>
古川市長	<p>今日ここでAをとるかBをとるかというのは無理だと思うんです。でも学校の先生たちが、この子は本当に上に行ったら伸びるよね、人間的にも素晴らしいよねって思ってるけどもチャンスが恵まれないような人がいると思うので、なんとかそういった子供たちが進学の手がかりが設けられるように、これ審議会の委員の方々の意見も踏まえながら教育委員会の方でもう1回今日の意見も踏まえて、素案を作っていた後このレベルでどうかってことをですよ、提出するようなことは可能なんじゃないか。どなたかその流れを説明してください。</p>
森本教育長	<p>おそらくですね、これは規則ですので、教育委員会のほうで十分審議をさせていただいて、今日のご意見等を十分反映させながら、もう一度議論をさせていただいてよ</p>

	<p>ろしいでしょうか。この総合教育会議にかかるのではなくて教育委員会のなかで、今日の意見を十分反映させるということによろしいでしょうか。</p>
古川市長	<p>はい。おそらくこれ制度を作った時に何かの指針がなければ取り組むことができなかったのですが、80%とかBのことが出たんだと思いますが、3年一定の時間が経過しましたのでその実績も踏まえてですね、教育委員会の方で今日の意見を反映していただくということで皆さんよろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
古川市長	<p>今言いましたように取り扱わせて頂きます。次に学校プールの今後の活用について事務局が説明をお願いします。</p>
事務局 (菅課長)	<p>3番目の学校プールの今後の活用について、ご説明いたします。説明用資料の19頁から21頁をご覧ください。本市学校プールの現状、利用状況及び課題等につきましては、先程の挨拶の中で市長からお話があったとおりであり、費用対効果があまり高い状況ではありません。現在かかっている年間の維持管理経費を、19頁の罫線枠内に示しておりますが、水道代や消毒薬剤などの消耗品費が年間で約320万円、この他、修繕料が必要となりますが、修繕料につきましては、年度により多寡がありますので過去10年間で7,500万円程を要していますので、年間分を750万円と仮定すると、消耗品費と併せた維持管理経費の総額として年間約1,070万円が9校でかかっているという試算になろうかと思われます。</p> <p>また今後は、施設そのものが耐用年数を大幅に超過しているという状況でありまして、21頁のほうに現状のプールの各学校の経過年数等々お示しをしておりますけれども、ろ過機や水槽の改修、排水管の改修など、いくつかの学校では既に水漏れも発生しておりますが、こういった高額な修繕費がかかってくるのではないかと懸念しております。</p> <p>また、全校のプールが屋外施設となっていることから、利用期間が夏季に限定され、当日の天候にも左右されやすく、授業の計画的実施が難しい状況となっています。また、指導する教員の数も限られるため、個々の児童の泳力に合わせた授業を行うことは難しいことや管理業務に多くの時間と労力を費やしている状況にあり教員の働き方改革という面でも負担増の要因の一つとなっています。</p> <p>こうした状況を踏まえて、20頁上段に示したとおり、現在市で策定をしております公共施設等総合管理計画の個別施設計画の中で令和6年度から8年度にかけ五小、三会小、二小、高野小の4校のプールを廃止し、民間やその他の学校プールとの共同利用を計画しています。また、既存の公営プール2箇所につきましても令和6年度までに</p>

	<p>廃止、売却し全廃とするよう計画しているところではありますが、今後、自校プール以外の官民の屋内施設を活用してより効果的かつ効率的な運営が出来ないかと模索しています。</p> <p>民間委託によるメリットにつきましては、コスト面や利用面などを含め効果が大きいものと見込まれる一方、学校のカリキュラムと利用施設の占有する時間や時期のマッチング、移動手段の確保、残された学校プールの跡地活用の問題など様々課題を一つずつ整理解消する必要があるかと思えます。</p> <p>特に、費用面で双方の比較検証を行うことは必須であり、今後、受入れ先に条件を示しながら実現の可能性について協議を重ねる必要がありますが、今後の学校プールの今後の活用方法について、委員の皆様方の意見を頂戴しながら今後の進め方の参考にしたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。</p>
古川市長	<p>過去の経緯、現状、老朽化の様子そういったことを事務局から説明がございましたが、委員の皆様方のご意見をどうぞ賜りたいと存じます。</p>
森本教育長	<p>教育委員会として個別計画を作って、今9つのプールを5つに減らしましょう共同利用をしようと計画しております。しかしながら21頁のこの表をみていただくとお分かりのように、どこの学校のプールも年数がかなり経っているんです。それでいつポンプが壊れるかいつどこが壊れるかというのが非常に不安があるし、残した5つのプールもそれなりにお金がかかっていくんだということでもあります。</p> <p>この計画を実際に実施するなかで、私たち一番懸念しているのは、保護者へどう説明するかということです。今回の民間利用というのは、さきほど説明聞いたなかで非常にメリットがあるんですよという説明がしやすいということですね。屋根はあります温水ですからプールの利用についてはなにも変わりません、指導面、利用面そのメリットは高いなと思いがしております。</p> <p>しかし、さきほど課長が言ったようにどちらのコストがかからないのかという点は十分検討する必要があるのかなと、長期的にこのプールはもうやり替えないといけんと、造ると長期的な目でコストを考えると当然、民間利用の方がコスト面では有利であろうと私は思っております。この度の検討をして、いい案ではないかなと。</p>
古川市長	<p>私のほうから質問しますがけれども近年、民間のプールを活用してコスト削減のみならず子供達がきちんとした指導が行き届いてるっていうような例をよく見ます。教育総務課の方でどこかの自治体、事例としていくつか確認できてますか。</p>
森本教育長	<p>先週県の教育長会があって、平戸の教育長と話をしたんですが、そこはもう現にやっていると、一部ですけれども将来的には学校のプールはすべてなくしたいと、ひと</p>

	<p>つあそこがいいのは、統廃合が進んでますので各学校がバスを持っているプールまでの送迎ができるというところ、そういったこともあって学校プールはすべてなくしたいとそういう計画で進んでますということでした。</p>
古川市長	<p>学校教育課長に尋ねます、学校の現場としては、指導教諭の負担だとかメリット、デメリットとかはどんなことがあるんですか。</p>
事務局 (古瀬課長)	<p>20頁の対応策案のメリット、上から2～4つ目医療面、指導面、管理面たしかにこれはメリットだと思います。学校にとって教員には非常に助かることであります。ただ、6番の課題等について、一番懸念するのは民間の今現在貸出を行っております。あるいは保育園幼稚園あるいは地域の方が泳ぎに来られておりますので、そこに学校が入るとなると学校の都合を優先させてもらえるのかどうか、あるいは学校のカリキュラム時間帯に合わせていただけるのかどうか、あとは移動手段、バスでの移動手段、それからインストラクターが確保できるのかどうか、最後は夏休み期間中のプールはいままで学校でしてたんですけれども、民間のほうで学校と同じように無料でというか費用はかかるんでしょうけど、そういうところが危惧されるところであります。</p>
古川市長	<p>現実にやってる自治体があるわけですから、今のような危惧するところはどのような対処をしてるかっていうのは調べてみればどうですか。実は、皆さん維持管理のところ1073万とありますが、これ夏休み概ね毎日30万円かかっているんですよ。毎日30万円消費してる。仮にポンプや何かを故障しても11ヶ月間は使わない状態が毎年繰り返して、それで機械ものってのは使わないと意外と壊れるって事と防水シートがどうげんならけん一部分が漏れてるんだけど全部張り替えんといかんとか、毎年ですねこの21ページ実際問題がこれがどんどん拡大をしつつあるっていうのが現実で非常にこれは危惧しております。</p> <p>ほかにございませんでしょうか</p>
立花委員	<p>方向性としてはこうせざるを得ないと思うんですが、基本的に②のところには計画的効果的な授業の実施のところはですね、天候に左右されやすいので計画通りには実施できていないとかその下に個々の児童の泳力に合わせた授業を云々とあるんですが、指導要領は泳力を伸ばすなんて書いていないんですね。こういう施設がなければ水泳の授業はしなくていいというのが謳ってあります。ただし、1年生から6年生までに水泳指導はこうするんですよって、その取り扱いあるいは要綱については必ず触れなさい、おそらく安全面からのことだと思っんですけどね。その対応策のところのですね、利用面で天候に左右されずに計画的な授業実施が可能となります、それから専門</p>

	<p>のインストラクターによる指導を受けることで個々の子どもたち個々の泳力に応じた指導が可能になって泳力向上が図られると。</p> <p>それでも泳力っていうことを謳うのであれば授業じゃなくってもできるわけですね、民間委託にして別の時間を設定して、それと一つはインストラクターによる指導がですね授業としての位置づけが可能なのかどうかですねちょっと私が判断できなかったんですね、授業としての取扱いが出来なければやっぱり担任がそこで指導しなきゃいけない。授業ですね、じゃあインストラクターは専門であるけれども支援に回らざるを得ませんから、そのインストラクターと素人の担任との打ち合わせの時間もまたいるでしょうし、そここのところまで考えられた後のこの対応策なのかなって、ちょっとよくわからなかったんですね。</p>
森本教育長	<p>あの泳力は実は学習指導要領解説書で基準が示してある。クロールで25m、平泳ぎで50mを6年間の最終的な目安としましょうと、だから水泳の授業をするのであれば、そこまで泳力をつけましょうというふうになっている。意図しているのは水泳の授業は大事だから水泳をなんとか子供たちにさせよう、しかし個別計画でプールは半分にしますよ。それが大前提となる議論だと私は思ってるんです。それをどんなふうにして効率的にプールを活用していこうかと、そこですので、だから民間の利用というのは一つのいい方法だになっていうことですね。</p>
古川市長	<p>僕が非常に興味を持ったのが現在の学校プールでは夏季しかやっていないと、ところがですね大きな自治体では、通年で授業を受けさせることができる。屋内であって温水であるからですね、その辺のカリキュラムをきちんとすることによって可能、そこに非常に注目したんです。それから今度夏場あたりは着衣泳法なんかをさせていただける。万が一、川に落ちた海に落ちたといった時のようなことも専門のインストラクターが、そこは泳力なのか助ける方法なのか別としてもですね、そういったものを夏季限定ではなくて通年の中で子どもたちにきちんと教えていくっていうのは、なるほどなど。これで見たら1か月間のなかだけの話ですもんねというところも興味を持ったところです。</p>
森本教育長	<p>今インストラクターの話がありましたけれども、実は県の教育委員会が、いわゆる各体育の授業のなかで、たとえば機械運動とか水泳とか陸上とかそういったものに専門家を派遣してくれる授業があったんですね、これはもうすべて県がお金を持ちますから、ということでたとえば学校から、すいません水泳の専門家を呼んでいただけますかと要請すると専門家が来て教員と一緒に中心となって技術的な指導をやってくれる。一小のときはそうだったんです。本当に助かりました。有名な女性のかたが来ていただいてそういったところで子供たちに技術的な指導をやっていただいた。当然教</p>

	<p>員もつきますので、そういった形を私は想定をしておったんですけれども。この方法ではインストラクターというのは、いわゆる二人来て一人は技術的な指導をする一人は教師は子供たちの安全面をずっと見るという、そういった形を想定しておったので、これは非常に学校としては、教員は助かるし子供たちのいわゆる水泳的な技能も高まるのではないかなという気はしております。</p>
古川市長	<p>中学校にはプールがないけれども水泳部があるところは民間等でやっているわけ。</p>
森本教育長	<p>温水プールでやってます。第二中学校にあったんですが、来年はおそらく部員数が0になるんじゃないかな。</p>
友永委員	<p>集団登校を見守る活動をしょっちゅうやっているものから言わせると、夏と言いながら寒い日もあるんです。それで低学年の子が水着を持って行っている。今日は何ねと言うたら、いや今日はプールで水泳がある6月7月の梅雨の時期でも、それでそういう時期でも水泳があつとね今日は寒かтон大丈夫かと、そういう時期にプールの衛生管理がちゃんとなっているのかと自分の孫あたりを見とったら、むしろそっちのほうが心配で、プールで成果が上がるだろうかよりも、むしろ衛生上の問題、健康上の問題、こういうのが結構心配になって学校に行く姿を送るときがあるんです。それを見てますからいまの話をきいて、やっぱりこう計画的に、おそらくこんなときは泳がんだら泳がせらっさんじゃろうというよりも、計画的に泳法を高めるような計画に持って行ったほうが、保護者から見たら安心感があると思われそうですけど。私は声かけるときもそう思ってみておりました。</p>
古川市長	<p>市長を囲む懇談会では、安中だったかなプールに鳥が来てたくさんフンを落としたり、なんでかしらあの辺の鳥はプールに用を足しにくるという話をさしたよね。五小のプールのことでね。</p>
森本教育長	<p>降灰対策で上屋をつけてもらいました。それが台風等で壊れて、もう降灰はないから必要がないということで天幕を取ってしまった、結果いい止まり木になっている。骨組みがですね。止まっているから当然フンが落ちる。たまに気持ちよさげに水浴びもしているようすが。</p>
古川市長	<p>本当に市長という立場で言いますと持続可能なことを考える意味では何かをやっぱりこう犠牲ではございません、効率的なことを考えるのは当たり前のことであります。なおかつ子供たちの安全性衛生面、それと学力における泳力の位置づけ、それと子供達同士でするいろんな工夫をしたり、いろんな人と触れ合うこれも大きな課題</p>

	<p>ですのでこれは学校教育課が主管だと思いますので、その辺でですね教育総務あたりとよくまだ議論を深めていただきたいと思いますと思いますが、皆さんそれでよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
古川市長	<p>それではそのように進めさせていただきます。以上で議案は終わりでございます他になにかございましたらお願いします。まず私のほうから一点、先般、有明地区の総合避難訓練しましたところ4年前の800人の参加だったのが関係者入れたら2700人というびっくりするぐらいですね小学校中学校の体育館にですね、自治会ぐるみですね有明の人みんな来たばいねというぐらい大雨被害もあるなかで参加をしていただきました。これも日曜日に小中学校登校日っていうことに学校や教育委員会の皆さん方がしていただいた効果がありました。万が一、もしものことですのでないのに越したことないんですが、良かったと思いますので、またこういった声が高まってくると思いますので地区を移動して参りますので、その時はご協力を賜りたいと思います。これはありがとうございました。友永委員なにかございますか。</p>
友永委員	<p>私も新米教育委員ですからひとつだけ、市長さんにお尋ねしてよろしいですか。さきほど文化財保護について、出ましたけれども文化財保存のことについて委員会でも話が持たれました。どうすれば失念的というか間違いが起きないようにするか、チェックするかということで、私もいくつかの意見を出してチェック機能を高める、要するにそういう間違いをしないようなことをしようと言った手前、教育委員会の一部のごく限られた人たちが担当してやられる。仕事量は、規制を厳しくやれば当然ながら仕事量が増え、負担が増します。議会でも一部の議員さんから話が出ておりましたけれども、そういう大きな組織でなくとも、いまから先、お城に関する観光的な面も推進していくならば、窓口である規制事務をする、例えば県のほうにも国のほうにも、そういったこと財政的なことに精通をして、なおかつ史跡のそういったものにも精通している方のスタッフ強化ということを、以前、市長さんが議員をされていたとき、史跡についてはもっと大事にすべきだと言われたような記憶が私にもあるので、その辺のところはどうかというのをお尋ねします。</p>
古川市長	<p>今おっしゃってることの一つに新馬場で島原城の延長線にある石垣が毀損された。非常にマスコミにも取り上げられました。等々を踏まえてですね。社会教育課所管ですが、また改めて僕、社会教育課の中身を見てみればですね。島原で松平文庫にまつわる文化財、それから公民館の運営、あるいは高齢者学級、それから婦人会の青年団の活用、いじめや地域の課題等々ですね社会教育の範囲が広いなと思って、その中で</p>

<p>古川市長 事務局 (園田総務課長)</p>	<p>文化財も一部分であるんですが、やっぱり歴史ある城下町として島原市にですね文化財とか歴史をですねきちんと所管する部局があっても当然だっという思いは、市長という立場であります。</p> <p>ですから、いつからとかいうのはまだこの場では言えないわけなんですけど、当然そういうことを念頭に、しなければ社会教育に全部を括ってやれっというのも無理がきてるかなという認識でおりますので、今友永委員のご意見等も踏まえてですね、それから文化財石垣に関わる専門家の先生方からも、その辺のきちんとしたわかりやすく独立性をもって関わるような、部署の人数が多い少ない別にしてですね、そういう指摘も頂いておりますのでそういったことを念頭に文化財については、検討して議論を深めていきたいという考えでおります。僕の昔の発言まで触れていただいてありがとうございました。</p> <p>では以上でですね、締めさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして第1回の総合教育会議を閉会いたします。</p>
----------------------------------	--